

令和5年11月吉日

「2024 インプット完成講座」受講生の皆様へ

補助教材
肢別択一過去問特訓本 第2分冊
修正のお知らせ

この度は弊社「2024 インプット完成講座」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
います。

同講座で使用する補助教材 肢別択一過去問特訓本 第2分冊 (CU24037) におきまして、修正のあることが判明いたしました。

つきましては、該当箇所について下記の通り修正させていただきます。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

補助教材 肢別択一過去問特訓本 第2分冊(CU24037)

修正箇所	393頁 問題【12】 問題文
誤	Aの相続財産の <u>管理人</u> として選任されたBが、亡A相続財産を所有権の登記名義人とする土地の分筆の登記を申請するときは、その申請情報と併せて家庭裁判所の許可を証する情報を提供しなければならない。(R3-11-エ)
正	Aの相続財産の <u>清算人</u> として選任されたBが、亡A相続財産を所有権の登記名義人とする土地の分筆の登記を申請するときは、その申請情報と併せて家庭裁判所の許可を証する情報を提供しなければならない。(R3-11- <u>エ改</u>)

修正箇所	394 頁 問題【12】 解説文
誤	<p>相続人のあることがあきらかでないときは、相続財産は法人化され、この場合にあつては、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の<u>管理人</u>を選任しなければならない（民 951・952 I）。相続財産の<u>管理人</u>は次に掲げる行為をする権限を有するほか、家庭裁判所の許可を得て、その権限を超える行為をすることができる（民 953・28・103）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存行為 ・代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為（管理行為） <p>不在者の財産管理人から土地の分筆又は合筆の登記の申請をする行為は、民法第 103 条第 2 号における改良行為（管理行為）とみなされるため、家庭裁判所の許可を要しないとされる（登記研究 516 号）。また、民法第 953 条によると不在者の財産管理人に関する民法第 28 条の規定は、「相続財産の<u>管理人</u>について準用する」となっている。以上から、相続財産の<u>管理人</u>は家庭裁判所の許可を要することなく、相続財産を所有権の登記名義人とする土地の分筆の登記を申請することが出来るものと解されるため、本肢は誤りである。</p>
正	<p>相続人のあることがあきらかでないときは、相続財産は法人化され、この場合にあつては、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の<u>清算人</u>を選任しなければならない（民 951・952 I）。相続財産の<u>清算人</u>は次に掲げる行為をする権限を有するほか、家庭裁判所の許可を得て、その権限を超える行為をすることができる（民 953・28・103）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存行為 ・代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為（管理行為） <p>不在者の財産管理人から土地の分筆又は合筆の登記の申請をする行為は、民法第 103 条第 2 号における改良行為（管理行為）とみなされるため、家庭裁判所の許可を要しないとされる（登記研究 516 号）。また、民法第 953 条によると不在者の財産管理人に関する民法第 28 条の規定は、「相続財産の<u>清算人</u>について準用する」となっている。以上から、相続財産の<u>清算人</u>は家庭裁判所の許可を要することなく、相続財産を所有権の登記名義人とする土地の分筆の登記を申請することが出来るものと解されるため、本肢は誤りである。</p>

以上

LEC 東京リーガルマインド
コールセンター
0570-064-464
平日 09:30~20:00
土・祝 10:00~19:00
日 10:00~18:00



CU24052

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。
※固定電話・携帯電話共通（PHS・IP 電話からはご利用できません）。